

公社分譲地における住宅完成見学会開催にかかる助成制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、鳥取県住宅供給公社（以下「公社」という。）が分譲する宅地（以下「宅地」という。）の販売促進にかかる広報の一環として、住宅建設業者に対し、当該建設業者が開催する住宅完成見学会（以下「見学会」という。）について、その広告費用の一部を助成することについて必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者は、第3条の条件を満たし、公社分譲地の円護寺団地及びきりりタウン赤碓の購入者または宅地借地人から建設工事の請負を受け、住宅を完成させた業者等とする。

(助成対象見学会の要件)

第3条 助成の対象となる見学会の要件は、次の各号にすべて該当するものとする。

- 一 見学会開催のため新聞広告、新聞折込みチラシ、テレビ、ラジオ等の媒体で広告を行うこと。
- 二 見学会は土曜日、日曜日、又は祝日を含む連続2日間以上開催すること。
- 三 購入者または宅地借地人から見学会開催の同意を得ること。
- 四 広告媒体に当該団地の公社分譲地にかかる物件情報を掲載すること。ただし、その掲載内容は宅地建物取引業法及び不動産の表示に関する公正競争規約に抵触しないものとする。
- 五 見学会来場者に公社物件情報の資料を配布すること。

(助成件数及び助成金の額)

第4条 助成件数は年5件とし、助成金の額は、対象となる完成見学会の広告に要した費用の2分の1の額とし、最高10万円とする。

(申請方法)

第5条 助成を希望する業者（以下「助成希望業者」という。）は、開催の2週間前に住宅完成見学会開催計画書兼助成金交付登録申請書（様式第1号）を公社に提出するものとする。

- 2 前項の申請書には、購入者の同意書、開催広告に要する経費の見積書及び広告（案）を添付しなければならない。
- 3 理事長は、前二項の申請書を受理した場合、受理した順にその内容を審査し、その結果を住宅完成見学会開催にかかる助成金交付登録決定書（様式第2号）により、助成希望業者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条第3項の通知により交付登録決定を受けた業者（以下「登録業者」という。）は見学会終了後、速やかに住宅完成見学会実績報告書（様式第3号）を公社に提出しなければならない。

- 2 前項の住宅完成見学会実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 広告費用の領収書の写し
 - 二 広告チラシ等
 - 三 開催状況の写真
- 3 理事長は前二項の書類を確認し、交付を決定したときは、その結果を住宅完成見学会開催にかかる助成金交付決定書（様式第4号）により、登録業者に通知する。
- 4 理事長は必要があると認める場合には、当日に実施状況の確認を行うものとする。

(助成金の請求)

第7条 助成金の請求は、前条の助成金交付決定通知書を受けた後30日以内に、住宅完成見学会開催にかかる助成金交付請求書(様式第5号)により行うものとする。

(助成金の支払)

第8条 理事長は前条の請求書を受けたときは、30日以内に助成金を支払うものとする。

(交付決定の取消)

第9条 理事長は、助成金の交付を受けようとする者が虚偽の書類を提出したときは、助成金の交付を取り消すことができる。

(その他)

第10条 この要綱の実施について必要な事項は、理事長が別に定める。

付則

この要綱は、平成24年4月1日から実施する。